

事務手続き上のご注意

●請求について

サービス利用料は、平成25年12月利用分までは「滝沢村」の請求であり、平成26年1月利用分以降は「滝沢市」になります。

請求手続きの月ではなく実際に利用された月基準となります。

村分の請求を市で行ったり、市分の請求を村で行ったりすると返戻となってしまうので、ご注意ください。

事例① 例) 平成25年12月利用分を平成26年1月に請求する際
・・・保険者は「滝沢村」で、保険者番号は「033050」です。

事例② 例) 平成26年1月利用分を2月に請求する際
・・・保険者は「滝沢市」で、保険者番号は「032169」です。

事例③ 例) 平成25年12月利用分と平成26年1月利用分を2月に請求する際
・・・12月分と1月分は分けて請求となります。
12月利用分は保険者が「滝沢村」で、保険者番号は「033050」、
1月利用分は保険者が「滝沢市」で、保険者番号は「032169」です。

事例④ 例) 平成25年12月利用分の過誤申立分を平成26年2月に請求する際
・・・保険者は「滝沢村」で、保険者番号は「033050」です。

事例⑤ 例) 平成25年12月利用分と平成26年1月利用分の過誤申立分を3月に過誤請求する際
・・・事例と同様の取り扱いとなります。

●「居宅介護支援計画作成依頼届出書」について

村の時点(平成25年12月28日まで)で届出があった分については市へ引継ぎを行いますので、改めての申請等は不要です。1月以降に新規(変更)申請で開始日を12月まで遡る届出は窓口でその旨お伝え下さい。

●その他各種申請について

原則、市制移行に伴って改めて提出・登録していただく書類はありません。

ご不明な点等ございましたら下記の連絡先までお願い致します。

滝沢市健康福祉部高齢者支援課
介護保険担当 大苗(給付)
市村(認定)
019-684-2111 (内線133)
(内線134)